

# 建設業における「丸のこ等取り扱い作業従事者教育」の 開催について

## 開催ご案内

静岡労働局長登録教習機関

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階

TEL (054) 255-1080 FAX (054) 272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

下田分会	TEL<0558>22-3174 (下田建設業協会内)	静岡分会	TEL<054>287-6288 (静岡建設業協会内)
三島分会	TEL<055>975-0332 (三島建設業協会内)	島田分会	TEL<0547>37-7105 (島田建設業協会内)
沼津分会	TEL<055>943-6726 (沼津建設業協会内)	袋井分会	TEL<0538>42-4338 (袋井建設業協会内)
富士分会	TEL<0545>61-2838 (富士建設業協会内)	浜松分会	TEL<053>454-8288 (浜松建設業協会内)
清水分会	TEL<054>364-5636 (清水建設業協会内)	天竜分会	TEL<053>926-1562 (天竜建設業協会内)

丸のこは、業種を問わず建設現場では広く使われていますが、木造家屋建築工事における死傷災害発生件数を見ると、墜落転落に次いで切れこすれが多く、起因別にみると、特に動力工具では手持ち丸のこによるものが毎年60%前後を占めています。

本教育は、平成22年7月14日付け基案第0714号3号（以下「部長通達」という。）において、「特別教育に準じた教育」として位置付けられており、建災防では、この部長通達受け、丸のこ等を使用する作業者が、丸のこ等に関する正しい知識や使用法を習得いただけるよう、実技等をまじえた作業従事者教育を実施いたします。

是非、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

## 1. 講習開催日及び会場等

### (1) 開催日

令和 年 月 日 ( ) 大樹生命静岡駅前ビル9階

### (2) 受付け及び開始時間

受付け開始 12時00分より

開講・閉講 12時25分～17時00分 ※休憩・修了証発行等含む

## 2. 講習会費(消費税込) (消費税10%込み)

受講料	テキスト代	昼食代	合計
7,700 円	1,089 円	—	8,789 円

## 3. 講習の科目及び時間

### 1. 学科

科目	範囲	時間
丸の子に関する知識 (第1章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸のこ等の構造及び機能等</li> <li>丸のこ等の選定</li> <li>のこ歯の選定</li> </ul>	0.5 時間
丸のこ等を使用する作業に関する知識 (第2章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業計画の策定等</li> <li>丸のこ等の取扱い</li> <li>丸のこ等作業の基本動作</li> <li>丸のこ等作業の手順</li> <li>丸のこ等切断作業の方法</li> </ul>	1.5 時間
丸のこ等の点検・修理及び整備に関する知識 (第3章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸のこ等の点検・修理等の方法</li> <li>のこ歯の点検</li> <li>点検結果の記録</li> </ul>	0.5 時間
安全な作業方法に関する知識 (第4章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害事例と再発防止対策について</li> <li>使用時の問題点と改善点 (丸のこ使用の良い例・悪い例)</li> </ul>	0.5 時間
関係法令等 (第5章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法</li> <li>労働安全衛生法施工例</li> <li>労働安全衛生規則及び丸のこ等の労働災害を防止するため当該業務について必要な事項</li> </ul>	0.5 時間
学科合計 ※休憩時間を除く		3.5 時間

### 2. 実技

丸のこ等の正しい取り扱い方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸のこ等及びのこ歯の点検・整備の方法</li> </ul>	0.5 時間
----------------	--	--------

## 4. 受講対象者

建設現場等で、丸のこ等を使用する作業に従事する者

## 5. 受講申込手続

(1) 受講申込書(A4版)及び受講票に必要事項を記入し、予約後10日以内に建災防支部に申込書の送付及び講習会費の送金をしてください。

(2) 本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。

※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

イ	写真付きの公的なものいずれか1点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの ①②より各1点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なものと②写真付きのもの各1点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付)または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

(3) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。

(4) 修了証に旧姓又は通称の記載をご希望の場合、氏名欄の氏名の後ろに( )付でご記入ください。

(5) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第送付します。

(6) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承下さい。

(7) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の10日前までに申し出て下さい。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承下さい。

(8) 銀行振込み又は、現金書留で送金してください。

振込みの場合は下記口座をお願いします。

三井住友信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

注-1 名義人は、**建設業労働災害防止協会静岡県支部(ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカインズオカケンシブ)**又は略称 **建災防静岡県支部(ケンサイボウシズオカケンシブ)**

注-2 指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。

領収証は受講票と併せて送付させていただきます。

## 6. 修了証の発行

(1) 科目修了者には修了証を交付します。

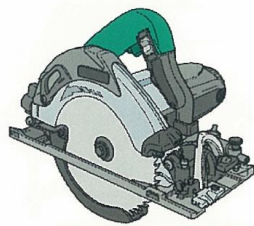
(2) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了証は交付しません。

(3) 修了証は、講習修了後に交付します。

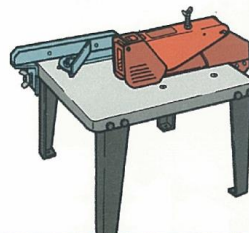
## 7. その他

- (1) 遅刻は認められませんので、余裕をみてお出かけください。
- (2) 当日は受講票、筆記用具を持参して下さい。
- (3) テキストは講習当日、会場でお渡しします。
- (4) 車での来場は、会場によって対応が異なります。  
※無料の駐車場設備が無い場合、各自の負担で近隣の駐車場をご利用ください。
- (5) 講義中の携帯の使用は認められませんので、仕事の段取り等を済ませて参加してください。
- (6) 申込書に記入いただいた個人情報は、本講習会以外で使用されることはありません。

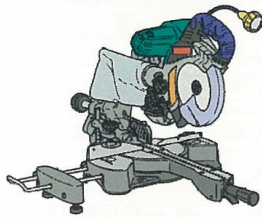
### 「丸のこ等教育」の対象機種



携帯用丸のこ盤 (例)



携帯用丸のこ (例)



可搬式丸のこ盤 (例)

